

# 世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助 募集要領

## 1 職務内容 一般事務補助

- (1) 健康づくり課健診事業等の事務補助に関すること。
- (2) その他、健康づくり課の業務に関し、所属長の指示する事項。

## 2 応募資格

- ・健康づくり課事務補助の職務を遂行するにあたり、職務に意欲のある方
- ・学歴不問・経験不問
- ・以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

### 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

## 3 勤務条件

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。

- (2) 勤務日数 月8日（原則として、土曜日・日曜日・祝日が休みです。）

- (3) 勤務時間 1日6時間 午前9時から午後4時まで（うち休憩時間1時間あり）

又は、午前8時30分から午後3時30分まで（うち休憩時間1時間あり）

※勤務時間は、勤務日とあわせて別途、所属長が割り振ります。

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

- (4) 勤務場所 ①世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課  
(世田谷区世田谷4-22-33)  
②世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課分室  
(世田谷区若林4-22-13)
- (5) 報酬 月額 75,384円（地域手当相当分含む）※令和7年度現在の額  
※常勤職員の給与制度の改定に応じて、変更する場合があります。  
※交通費別途支給（月額上限55,000円）
- (6) 社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用はありません。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
- (10) その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。  
②勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

4 募集人数 若干名

5 選考方法

- (1) 第1次選考 書類選考  
(2) 第2次選考 面接 令和8年1月26日（月）（予定）  
※詳細については、第1次選考合格者に郵送でお知らせします。

6 選考結果

- (1) 第1次選考結果 令和8年1月14日（水）に郵送します。（予定）  
(2) 第2次選考結果 令和8年2月2日（月）に郵送します。（予定）  
※詳細については、第1次選考合格者に郵送でお知らせします。

7 申込方法 郵送

所定の申込書『世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助採用選考申込書兼履歴書』、『世田谷区における勤務経歴等確認票』を下記の期間に郵送してください。

申込期間：令和7年12月12日（金）から令和7年12月26日（金）【必着】

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知ください。

申込先及び問合先

世田谷区世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33

（世田谷区役所第2庁舎3階）

TEL：03-5432-2893・FAX：03-5432-3074